

令和3年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年6月18日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和3年6月18日（午前9時10分）

出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
10番 牧 幸作 11番 中森 慰

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------|-------|------------|-------|
| 町 長 | 中村 忠彦 | 産業振興課長 | 作野 和幸 |
| 副 町 長 | 西岡 一義 | 建設水道課長 | 中川美知彦 |
| 総 務 課 長 | 中西 章 | 環境水道担当課長 | 森井 裕 |
| みらい安心課長 | 山下 喜市 | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川陽子 |
| 税務住民課長 | 迫本 晃 | 教育委員会教育長 | 中西 正典 |
| 保健こども課長 | 中井 宏明 | 教育委員会事務局長 | 中井 均 |
| 長寿福祉課長 | 岡谷 吉浩 | | |

議会の職務のために出席した者の職員氏名

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 西田 健 | 書 記 | 阪口 昇吾 |
| 書 記 | 倉田 晃旗 | 書 記 | 中村 公洋 |

議事日程

日程第1 一般質問

1. 4番 長谷川多一 議員
2. 5番 貞森 義和 議員
3. 1番 大西 徹 議員
4. 6番 若宮 淳也 議員

日程第2 各常任委員長報告

日程第3 討論（議案第30号～議案第39号）

日程第4 採決（議案第30号～議案第39号）

追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第2号）

追加日程第2 提案理由の説明（発議第2号）

追加日程第3 質疑（発議第2号）

- 追加日程第4 討論（発議第2号）
追加日程第5 採決（発議第2号）
日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第30号 令和3年度 度会町一般会計補正予算（第2号）
議案第31号 令和3年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第32号 町長等の給料の特例に関する条例について
議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 度会町一般会計補正予算（第9号））
議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 度会町一般会計補正予算（第10号））
議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））
議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）
議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（度会町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度 度会町一般会計補正予算（第1号））
議案第39号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
報告第1号 令和2年度 度会町GIGAスクール関係タブレット端末及び関連機器購入等事業（物件関係等）について、専決処分事項として指定された割合の範囲内（契約金額の3%以内）における変更契約
報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度度会町一般会計予算）
請願第1号 新ごみ処理施設に関する請願書の提出について
発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則

◎開会の宣告

（9時10分）

○議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第2年度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしております日程表により会議を進めたいので御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） おはようございます。トップですので慣れないものがありますが、質問をさせていただきたいと思います。

私は、本日2件ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、新型コロナワクチンの優先接種についてでございますが、すでにこの、5月9日からワクチン接種を始めていただいております、非常に順調に進めていただいておりますように思います。国が求める7月末までというのは、これは、それより前に当町では順調に進めていただいておりますように聞いておりますが、その後の問題でございます。既に、一部始めていただいておりますが、一般住民65歳以下の接種を行うに当たってですね、前回も議員懇談会でも意見が出ておりましたけども、例えば、幼児・児童をコロナから守るとかですね、それから発生時に対応していただくような人とか、いろいろこの当町においても、緊急を要するときに対応していただくような人がたくさん見えるように考えております。そういう中で、65歳以下を始める前には、ワクチンに、当然、一般のワクチンの枠があると思いますので、優先接種を日を決めて行っていただいておりますか考えています。私としては、考えられる対象者は、例えば、小学校の教職員及び教育関係者、それから特に保育園関係、それからわたっこ広場、放課後児童クラブ、それから災害時のための対応として消防署の職員及び消防隊員とかですね、それから当町のワクチン接種会場で運営に関わる関係者の方々とか、そのほかにも社会福祉協議会関係の方とかいろいろとおみえになるかと思いますがそういう方を、まず、どれぐらいトータルで想定した場合に、人数がおみえになるのかも、洗い出させていただいてですね、できるだけそういう方々には優先的に一日ないし二日、1日300人ほど打っていただくように聞いていますので、1日は何か結構打っていただけたらいいかなと、私なりには考えておりますので、その辺も一応、検討をしていただいております。

ただ、一部の町民の方からも優先接種に関しまして、どうなつとるんかなというような質問を、私にもされた方がみえますので、あの人は早く打つとるみたいやけど何でや、というような質問がありまして、私もどうしてかなというような返答をしたような記憶がございますのでそういう優先接種をする場合です。やっぱり一部

の、やっぱり町民の方は、いつ頃になるのかなとか気になってきているように、みえる方もみえますんで、こういう人がやっぱりこういう理由で優先接種したいんやと、町としてはするんだということも、やっぱり明確に、基準を決めていただいて、あの人はそういうことで打ってるんやなど分かるようにしていただいた上で、できれば優先接種の日を決めてでも打っていただければ、私どもは安心してここで暮らさせていただけるといんじゃないかというように考えていますんで、その辺について、町長の御意見を、お考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、新型コロナウイルスのワクチン接種の優先接種について、長谷川議員さんの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種については、7月末までに希望する方への2回接種の完了に向け、本町におきましても、総力を挙げ取り組んでいるところで、順調に進んでいる状況にあります。

今回の御質問につきまして、まず、長谷川議員さんが想定されておられます優先接種の対象者数でございますが、小中教員関係が90名、保育関係者が52名、わたっこ広場関係者が1名、放課後児童クラブ関係者が5名、消防団幹部・班長が48名、ワクチン接種に携わる関係者が65名で、全て合わせますと261名となります。

御提案の趣旨については、町といたしましても議員と同様の考え方でありまして、余剰ワクチン発生時の対応や高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定にあつては、先示されました厚生労働省や三重県の指針を参考に協議を重ね、調整等を進めております。

また、当該優先接種の実施につきましては、町の集団接種だけでなく、県による広域の集団接種会場についても、可能な限り、接種できる環境を整えるなど、関係機関との連携を深め、さらなる接種体制の構築に努めております。

今後におきましては、定められたルールと委ねられた裁量の範囲の中で、今回の長谷川議員さんからの御提案などを参考に、エッセンシャルワーカーの社会的影響と不公平感が生じないような優先順位を定め、また、町民の皆さんには透明性の確保のため、適宜、その状況を共有しながら、引き続き、迅速かつ円滑な接種に向け、全力で取り組む所存でございますので、議員の皆さんにも御理解と御支援をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。今、町長がおっしゃられたように進めていただいたら大変助かると思いますんで、よろしくお伺いしたいと思います。

また、私どもも、議会だよりも発行しておりますので、今回は簡単なワクチンの予定のようなものも後ほど教えていただいて、紹介していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、これは町民の方から、本当に非常に気になるので質問をしてください、という依頼を受けた内容でございますが、もう私も同じように考えておりましたので、今回質問をさせていただきたいと思うんです。旧一之瀬小学校の校舎がございまして、非常に立派な校舎と広いグラウンドを、持ったまま、現在、未使用で不稼働となっていることは御存じだと思いますが先月も通りましたら、町の職員の方だと思いますが、グラウンドの草を刈っていただいていたというようなことで、ここにも書かしていただきましたように、施設を維持するということは、非常にメンテナンス費用もかかるし、悪い言葉で申し上げますと死に金というような、いうように考えておまして、あれだけ立派な校舎でございますし、大変な管理されているんかどうか、ちょっと分かりませんが、見た目も非常に汚そうで、あれも何とか利用ができるように、一度検討をしていただいたことは聞いておりますが、その案が大変だということ聞いとるんですが、改めて、何とか利用できるように考えていただいたらどうか。有効利用ができれば、多少でも町民の方にもプラスになるんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、あの施設ですが、十二、三教室あるんかなと、私、外から見ただけなのははっきり分からないんですが、かなりあるなと思いますのであれを利用方法について、一般公募、公募については、町内だけでは難しいかなと思うんですけど、いろんなアイデアをですね、どういう媒体を使って公募をかけるか、それまた検討していただくとして、公募をして、アイデアを募集し、対象者をちゃんとしていったらどうかというふうに考えます。

例えば、ここにも書かせていただきましたように、一括貸出ということになると、非常に借りるのも大変ですし、なので、多少諸費用はかかるかと思いますが、公募をかけるときに、工事をしとかななくても、分割で貸出すとか、ただ、これになると使われた分、メーターとか、電気は全部分けなきゃいかんなどまた思いますけど、そんなに大きな費用でもないと思いますので、その辺もアイデアとして、考え方として提示をしながら、こういう貸出し方法を考えているんで、利用方法については意見くださいとかいう公募をされてはいかがかというように、私なりに考えておりますので、改めて町としてのお考えを、今後の考え方も含めてお聞かせいただければと、質問させていただくので、よろしくお願いたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、旧一之瀬小学校校舎の有効利用について、長谷川議員さんの御質問にお答えをいたします。

旧一之瀬小学校の利活用については、過去の定例会でも一般質問として数回頂戴いたしており、議員の皆様と同様、私といたしましても、打開すべき大きな課題の一つとして認識をいたしております。

今回、長谷川議員さんの御提案の「施設の利用を広く町内外から募集してはどうか」という件についてですが、当町といたしましては、これまで平成26年から昨年9月まで、町ホームページを通じて、体育館を除く校舎・グラウンド等を活用して地域の活性化に結びつく事業を提案・実行していただける事業者等を幅広く募集をしてみいました。

廃校以降、これまで数件の利活用の申出がございましたが、いずれも条件が折り合わず、利用に至っておりません。

また、現在は、校舎区域内での水道管の老朽化により、配水を停止いたしており、事業者の募集を継続する状態にないため、一時中止をしております。

旧一之瀬小学校の利活用につきましては、従来からの方針どおり、民間企業等の活力を生かし、地域の方々の御理解を得て進めてまいりたいと考えております。

また、その基本路線は、施設管理費のコスト削減を目指し、施設全体の一括貸出しを想定をしております。

しかしながら、再募集に向けて、様々な提案が頂けるよう施設の状態をどの程度まで調査し、修繕していくのかを現在、検討中でございますので、整いました暁には、多くの媒体を通じて幅広く募集を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、議員の皆様方のお知恵をお借りしながら進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。やはり今までも努力していただいたというふうに、よく伺ったんですが、今後ともですね、民間利用も含めて、いろいろ検討していただいて、あそこ無駄にならないように、利用できるようにしていただければと幸いです。ありがとうございますので、よろしく願いいたしまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きまして、5番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 皆さん、おはようございます。

私、過日、一般質問2点通告して、お伺いいただきました貞森でございます。

早速、1点目ですけれども、町内の方から連絡がありまして、防犯対策を、特に、この性犯罪に至らないようにということで、御婦人の方ですので、非常に心配してみえましてね。私がこの地区の者が言うにつらいもので、度会町議会でもう一回、

総点検してもらえないかという質問です。無理を言えないかということになりましたので、ここに書きましたように、今、夏場になりますと、そこそこ外に出ることが多いです。子供さんやら、生徒さんやら、一般の方も夜道を歩かれるようになりますので、今、この街灯もね、LEDやらいいやつになって、たくさんつけてもらっています。そういう中でも、まだ暗いところがあって非常に心配だという電話でしたので、そんなんやったら、一遍町長にお願いして、各区の再点検をしてもらって、危ないところはないだろうかということで、僕質問させてもらいます言うて、今日、この質問になったんです。確かに、以前にいろいろあったかどうかは、私は知りませんが、私、昔学校の教師をしていましたので、私らの職場としては予防やとか、準備を比較的やってきたんです。それを私らミスはありましたけども、そういう準備や予防で、本当に暗いところも、ここにライト要るんじゃないかというところは、もうないんだらうかという、そういう点検を区長さんにしていただいて、特になかったよということだったら、もうそれでいいんです。その辺を、私のところに言うてきてみえました御婦人も安心してくれると思いますので、私はその防犯の意味と、性犯罪防止のためにまちを明るく、そのまちじゅうを皆明るくするということは難しいんですけども、道があるところはそうやってして、どんなけでもええので明るうしてもらえないだろうか。足りないところは防犯灯を設置してもらえないだろうか、あるところはまたLEDに替えるとか、そういうことをしてもらいたい。

特に、若い人は暗いほうへ、暗いほうへいくみたいです。そやもんで、なかなか難しいんですけども、少し年取った女性の方なんかは心配してみえますので、私、この中途半端な、えらい質問させてもらうんですが、防犯灯やら、性犯罪防止のために、もう一回、各区長さんに点検をお願いしたいというのを、町長にお願いしたいと思いますけど、御答弁お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、防犯対策について、貞森議員さんの質問にお答えをします。

度会町では、夜間に歩道を使用する町民の安心安全を確保するため、継続的に対策を講じる必要があると考えております。

その中で、街中に防犯灯を新しく設置する、または旧式の蛍光灯からLED照明に更新することが効果的であり、歩道を明るく照らすために、毎年度の予算に防犯灯設置事業補助金を計上し、各地区からの要望に添って、支出される金額の2分の1を補助しております。

過去3年間の実績を振り返ってみますと、この補助制度を活用し、25地区232か所の防犯灯が新設または更新をされました。

夜間等の安全確認は、行政として各区長様に依頼すべき事項ではございませんが、今後も各地区が主体的に防犯活動を行う取組である自主防犯を支援するために、補助制度の周知徹底などを図りながら、町民にとって安心して住むことができるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

防犯灯の設置についてはですね、各区長さんからの依頼があり、それに対して補助を2分の1しておるということで、各地区の区長さんに、この自治体の皆さんが一番ここが暗いということは、一番よく知っておられると思います。また、電気代も各区長さんに区に負担をしてもらっているようなことからですね、区長さんから申出があるということが、一番いいのではないかなというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） 答弁を了解いたします。できたら、各区長さんに連絡していただいてね。もう一回点検していただだけませんかという通達でも出してもらいたいと思います。

それでは、二つ目の質問に変えさせていただきます。

二つ目は、広域のごみ処理施設建設の問題が、私、年金者組合という組織の中で、何回かこの学習会みたいなものを聞いています。聞いて、度会町は今どうなつとるんかなという、これが気にかかりましたので、今日質問させてもらうんです。

伊勢市・明和町・度会町・玉城町の四つの自治体が共同で運営するごみ施設は、もういよいよ限界にきとると。修理、修理、修理で来たけども限界やというので作り直すという話が出とるんですね。それももう結構、そこまできていまして、この8月には役場でその計画案は、一般縦覧というんですか、誰がきてみてもええように、それに対して、パブリックコメントを出すような、そんな雰囲気になつとるのに、私らは根っから、この雰囲気がないもので、質問させてもらうんです。

地球温暖化に伴いまして、今あちこちで脱炭素というんですか。英語を使う人はカーボンニュートラルとかいう言葉も使いますけども、燃やす一酸化炭素を減らそうじゃないか、なくそうじゃないかと。学習してきましたら、度会町は非常に先進的な自治体で、2050年には、その脱炭素をゼロにするという、僅か三重県で7つある自治体の中で一つ入つとるんです。度会町、それ立派やなど、それ伊勢市なんかも入っていない。よそのこと言うたりしませんけど。この地域でいうと、本当にもう度会町は立派なもんです。ですから、議会の、前の議会の方、辞めた方が努力してくださって、脱炭素2050年ゼロという、その目標を出したら、その目標に我々はどうしていくんかという指示をしていただきたいわけですね。

そこで、この新しいごみ処理施設は、私らが聞いとる範囲でいいますと、今、燃やしたるごみの量をちょっと減らすだけの規模の焼き場を作つとるんですね。ごみ

焼き場を。何で減らしたんやと、人口が減ってくるからという理由だけなんです。それだけでは絶対2050年ゼロにはならないと思いますので、私はできたら町のほうからは、町民の方にごみ減らそうじゃないかと運動をしていただいて、例えば、度会町の私らのところでしたら畑ありますから、生ごみはなるべくいけましようとか、分かり切ったことなんですけど。プラスチックと生ごみは一緒にして、流しのコーナーには入れないようにしましようとか。プラスチックごみはプラスチックで固めて出しましよう。私らは、もう私は独居老人ですから、もうプラスチックごみなんか半年に1回出すか出さないかぐらいですね。買うてきたものが、そのプラスチックの袋入ったたりしますからできますけども、本当に自分がこの美化センターに持ってくるのは、半年に1回か、数か月に1回なんです。僕ら極力ごみを減らしています。ですから、これを広報やそんなことで家庭のごみ減らしてください。それから、野菜なんかの端っこをそのまま出さないでください。日に干してから出してくださいと。ほかの自治体ではまちのほうでは、網の上で干してくださいと、細かい指示まで出しとるところがあります。そんな努力をして、なるべくコンパクトな焼き場を作って、それで費用も減らすようにしていきたいというので、私らも学習した中で、度会町はそうやってして、2050年脱炭素ゼロにしとるねんやなど、それは立派やなということで、三重県七つ、八つの自治体のうちの一つですね。もちろん三重県そのものは2050年ゼロにするという、大きな一つの自治体の一つだそうなんですけども、そんなことでごみを出さない。

ところが、この今、話聞いていますと、新しく作るごみ処理施設は、その近くへ置くというふうになつとるんですけど、その考える会へ、そこの住民の方がみえてまして、おれはそなんん賛成した覚えはないよという、そんな話になったもんで、おいおい、これ何やと。どこへ、どうやって置くんやというのを、私らこの役場の町長をはじめ、行政の方にお聞きしたいと思ひまして質問を出させてもらいました。

この間、役場の課長さんに説明していただいたときには、もうすぐそこまで来とって、もう令和のもう3年ぐらいになったらもう業者選定までいくわけですね。そやのに、私らは広報か何かで知つとることは少ないもんで、もうちょっと具体的に、いつ頃どうなって、幾らぐらい金が来て、それを出すんやよとか。それやら、今、議員さんでも広域出てもらつとる議員さんがおみえになります二人、それから役場の課長さんも出てみえます。町長さんも、もちろん、その責任者のグループにおるんだと思います。それで、そこまで来とるのに、具体的な案としてはどういふ案を広報に載せて、こうなつてきますよと。それは僕は松阪のごみ処理施設場が数年前にできとるんですけど、山のほうへできとるんですけども、そこのやつを聞いとつたら、二百何十いふやつが、いよいよ入札したときには五十何%の入札率で、もう半分近く減つたわけですね。これええ方法やなと思つて、伊勢の度会の広域のこの

範囲もそういうシステムにしてほしいなという希望があって、それでそういう希望もみんなにいうとるんですけど、この間、課長さんに聞きましたら、今そんな話あまり出てなかったような話ですけども、また、後から変わってきたりしたら教えてください。

そんなことで、新しいごみ処理施設場の今、設置問題でどの辺まで、町として認識して、それで広報でどうやって連絡して、費用はこのぐらいかかって、その準備はこれだけできとるんやというのを、おおむねでよろしいですから教えていただくと、我々も安心すると思うんですけど、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、新ごみ処理施設建設についての質問にお答えをいたします。

新たな処理施設の整備は、伊勢広域環境組合において、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会を設置し、施設規模や可燃ごみ焼却処理方式、各種機能などについて検討をされております。

新ごみ処理施設の建設候補地は、伊勢市西豊浜町にある現在の清掃工場の東側3.8ヘクタールとなっております。

新たな清掃工場には、可燃ごみ処理施設に当たるエネルギー回収施設と廃棄物を材料や原料として利用するためのマテリアルリサイクル推進施設を整備し、現有施設のリサイクルプラザを移転して利用する方向で検討されており、安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した施設となることに期待をしております。

建設経費は、構成市町である伊勢市、明和町、玉城町、度会町の分担金で賄われます。負担割合は、平等割が10%、人口割が90%で、本町の負担割合は約7%となる予定であります。

本年度の分担金1億1,234万5,000円に占める建設経費の割合は、39.1%であり、年度末には清掃工場整備基金に積み立てられることとなります。本町の新ごみ処理施設の建設事業費分担金は、事業費から補助金を控除した額の約7%と推計をされます。分担金については、概算事業費が算出された時点で、お示しをすることができます。

また、貞森議員さんが松坂市の例を挙げられましたが、入札差金ということになると思うんですが、それはその時点で減額入札差金があれば、減額されるものだと考えております。

最後に、そういうことで、広域で取り組んでおります事業ということで、度会町、その一員であると、大体全体の7%ぐらいが度会町の負担分であると考えていただいたら結構かと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） 今のお答えで分かりました。例えば500億かかるとしたら、その7%分を、度会町は負担すると。それと分担金、度会町はもうええわけですか、あるわけですか。その7%に当たる金を、既に積み立ててあるわけですか。これからまたつくるんですか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） お答えいたします。大体、平成30年から積立てをいたしております。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） それから、もう一つお願いですけれども、議員さんらも出てみえたり、役場の係の方が出てみえたりしますけれども、私、度会町は一つのチームになって、ラグビーやらでよいいますわ、いいよったんですけどワンチームぐらいになんので、それ開示して出ていかないと、個人の意見言いにくいんやと思うんですね。しかも、伊勢市の方は議員さんらがもう10人出てみえると。ほかの市町、度会町、玉城町、明和町は二人ずつと、もう圧倒的に伊勢市に負けるわけですね。後から度会町、入れてもうた組織であるんですが、入れてもうたら平等ですからね。個人の意見言わんでええように、度会町でそういう委員会でもつくって、度会町ではこういう話し合いしたから聞いてくれへんかとかね。そういうふうなシステムにはならんのだろうかというのが心配のことですけれども。お答えいただけたらありがたいということで、質問は大体これで終わらせてほしいんですけれども、そして、また考えといてください。今日答えてもらわんでもよろしいで、度会町でそういう委員会でもつくって、個人の意見を言わなくてもええ、一係を意見を言わなくてもええように、度会の新ごみ処理施設委員会ぐらいつくったらどうかということをお願いして、私はもう終わらせてもらおうと思います。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 質問にお答えしたいと思います。少し訂正いたします。

先ほど平成30年から、度会町で積み立ててあるというような答弁いたしましたが、広域環境組合で積み立てておるということで訂正をいたします。

それから、度会町でごみ施設対策会議等の設置については、やはり広域でやっておるということで、議員さんも中におられるということでございます。共同処理しておりますので、その度会町でのそういう会議の設置は、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） そしたら、もう上で決めてきたら、それで、それに従いますという、そういうシステムですか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） そういう会議に、私も参加しておりますので、上が決めてきたのをまるきり飲み込むというようなことではございません。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） 度会町、ちょっとこの辺、お金多過ぎるん違うかと、こういうもんは、町長が言うてきてるけど、ほかの議員さんらやら、それから一般の、役場から説明という機会はないんですか。もう町長くらいのところで、もう一切決めていくという、そういうシステムですか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 先ほど説明させていただきましたように、おおむね7%と、人口割が90%ということで決まっておりますので、その比率でですね、度会町はもっと下げてくれとか、そういうことは言えないんですね。総事業費に対しては、努力してくれというようなことは言えますが、ある程度、ずっと昔からその比率は決まっておりますので、人口は減ったり増えたりしますので、人口割は変動いたします。その中で処理をしていくものと考えております。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） もう一言言わせてもうて終わります。

そうすると、総額が500億円というところが、例えば、400億円とか、300億円になったら、その分ありがたいというだけで、7%は固定ですから、これは度会町が出してもみんな含めて計算するそうですから、あとどれだけでもええで総額を下げようように努力をお願いしたいと。これで私、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、1番 大西徹議員。

《1番 大西 徹 議員》

○1番（大西 徹） おはようございます。

議長より許可を頂きましたので質問させていただきます。大西です。

初めに、小中学校の保護者役員の現状と中学校の部活指導について、お伺いします。

生徒数減少に伴いまして、各地区で地域差が出ております。中川、内城田、一之瀬、小川郷地区とありますが、地区役員に選出された生徒が少ない地区では、役員も一度ではなく何度か引受けなければならない現状だと聞いております。ひいては、本部役員選出時でもスムーズに決まらず、時間がかかってしまうといった事例もあるようです。実際、当事者として経験しましたが、スムーズに引継ぎが行われていなかった、時間がかかってしまったという思いもありました。見直しの声も少しずつではありますが聞かれる中で、私自身、昨年男女共同参画策定委員会委員をさせていただいて、教わったことの中にこうありました。男女が対等な立場で自らの意思により、様々な分野、領域で活動する機会が担保され、さらに、均等的に多くの利益を受けることができ、かつ共に責任を振りません、こうありました。

そういう流れの時代に、少しギャップを感じるのが本部役員の一つであります母親代表というものです。最近では、新聞などにも取り上げられ、母親代表に疑問を持つ声を耳にすることがあります。私も、この役職が違った形になってもよいのではないかと思います。例えば、先で保護者代表や父母会代表などに役職名を変えて、子供たちを支えていくようにすれば、また新しい風が通るのではないかと思います。

あくまで、保護者と教職員による社会教育団体のPTAではありますが、このような現状を教育長はどのようにお考えになられますか。お伺いします。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 小・中学校のPTA役員選出の在り方と、中学校の役職輪番制といいますか、そういった在り方についての現状についてなんです。大西議員さんの御質問について、まず、大西議員さんも御指摘いただきましたように、各学校のPTA活動につきましては、それぞれの規約等に基づき、主体的かつ独立した活動として行われておりますことを御理解いただきたいと存じます。

昭和21年に始まった日本のPTA、いわゆるPTA制度ですが、現在ほとんどの学校で組織され、国、県や郡市単位の連合組織も結成されております。PTAの本来の位置づけは、保護者と教師の自立的な運営団体で、自治体、我々教育委員会から指示を受けることはなく、学校の附属機関でもなく、保護者を中心とした独自性を持った機関であるということ捉えております。

こうした位置づけを背景にして、現状として様々な課題も顕在化していると聞いております。

一般論ではありますけれども、旧来からの規約により、役員組織や活動内容等が形骸化するとともに、男女共同参画社会の実現や少子化及び人口減少地区に伴う課題、例えば、一人の保護者が役員を数回担うといったようなことが、現在起こっていると聞いておりますが、そういった選出の在り方等において改善が求められて

いるとも聞いております。

固定した人材に負担が偏らない、また、より多くの人に参加しやすい組織づくりを目指して、子供が通う同じ学校の保護者としての意識を高めていただき、会員のニーズに合った活動の在り方が望まれます。

少子化における子供の社会性を伸ばすために、PTAはそれぞれの学校の実態に即して、家庭・学校・地域の連携を図る架け橋として大きな役割を果たすことができる、保護者と教師で組織する唯一の自主的かつ独立した組織として期待をしております。

PTAに限らず、様々な団体や組織が抱えている全国的な社会的課題でもある男女共同参画並びにジェンダーフリーに加え、居住地の人口不均衡、そのエリア単位の慣習化された平等性を欠く場面など、様々な課題や問題点が指摘されておりますけれども、PTAにおきましても、時代に即応し、主体的かつ建設的な議論と事業構築を大いに期待をし、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（濱岡 裕之） 大西徹議員。

○1番（大西 徹） ありがとうございます。学校で組織された保護者、教職員の団体という在り方から、私も当事者でありますので、まずは、保護者から声を上げていかなければならないと思っておりました。

そして、機会があれば、保護者の方や先生方と積極的に議論を交わしていきたいと思っております。

次に、中学校の部活指導についても教育長にお伺いします。

働き方改革で、部活指導の現在の学校部活動から地域部活動へ移行する取組が進んでおり、令和5年には部活指導が廃止になると聞きました。先生方の負担軽減や授業の一環としての部活動が成り立たなくなっているなど、いろいろな理由がある中で、現状はどのようになっていますか。お伺いします。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 中学校の部活動指導、いわゆる部活指導について、大西議員さんの御質問について、お答えをさせていただきます。

教員の長時間労働を是正するため、文部科学省は、中学校や高等学校の休日の部活動について、学校の管理下から外して地域活動に移行させるため、2021年（令和3年）から一部の拠点校で試行し、試しに行い、2023年度（令和5年）以降段階的に全国展開していく計画であります。

ここに至るまでに、部活動の意義と課題は様々な場で議論を重ねてきた経緯がございます。

部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であるため、これまで部活動は教師による献身的な勤務によっ

て成り立ってきましたけれども、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じるとして、国による審議を通じて部活動を学校単位から地域単位の取組とするとされました。

そこで、具体的な方策として、まず、休日の部活動の段階的な移行と合理的で効率的な部活動の推進が掲げられております。

では、度会中学校の今年度の現状でございますけれども、部活数は、運動部が6、文化部が2で合計8、設置をされております。

各部員数は年度によって増減はございますけれども、団体種目として成立する最低限の部員数が確保できないことや、少子化による生徒数の減少に伴う教員の削減等によりまして、部活の見直しが余儀なくされているのが現状でございます。

このような現状を受けて、昨年度末に一つ、今年度をもって一つの部活動が活動を停止すると聞いております。

いずれの部活動も地域スポーツ活動として、度会スポーツクラブに所属をして、地域指導者の指導の下、継続して活動が維持進行されることも聞いております。

今後も部員数確保が困難な種目につきましては、国の方針に沿った地域部活動化が図られていく方向と考えております。

この地域部活動化の方針は全国に及ぶものですので、学校現場は元より、地域スポーツの関係者と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えます。

まずは、部活動の地域移行の現状を中心とした答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大西徹議員。

○1番（大西 徹） ありがとうございます。私自身、部活動がなくなると聞いて、最初受け入れるのに少し時間がかかりましたが、地域部活動として、今後どのように推進するのかが課題ではないかと思いました。

また、三重県議会でも関連する記事が新聞に取り上げられておりましたので、抜粋して読ませてまいります。

地域部活指導を地域に移行させる取組が暫定的に進んでいる。総合型地域スポーツクラブの活動や、トップアスリートの協力などで部活動をどのように推進するのか。これに対して、県議は、対応策を検証するため、本年度に3市町の中学校4校で実践研究を行い、休日は地域のスポーツ団体に指導してもらう。うち1校では、総合型クラブと連携する。国体などでも活躍するトップアスリートに指導してもらえないかも検討するとして、前向きな回答もしています。

ただ、私のところに保護者の方からは、廃止となれば帰宅下校の時間が早まり、自宅時間が長くなることでネットやゲームなどの時間が増えてしまう。それに伴って、夜更かしをして体調管理のほうも心配だ。また、平日の地域部活動では送迎な

どが仕事があるので難しい、といった声を聞きます。今後そういった不安なところをどのような形で保護者の方たちと解消できるのかを考えていきたいと思います。

質問に戻ります。今後、廃止となった場合、子供たちの受皿として保護者、地域の指導者、スポーツ推進委員、民間スポーツクラブ等の体制と費用負担、つまり補助金制度の形、また自治体、国の支援についてどのようなお考えかをまとめてお聞きします。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） それでは、次に、御質問の廃止となった場合、保護者、地域の指導者、あるいはスポーツ委員、そういう民間のスポーツ団体等も含めて受皿、担い手という御質問、また、費用負担など、どのようになるかという御質問でございますが。先ほども触れましたように、既に度会中学校の部員の募集停止、いわゆる部活が停止された部活動は、総合型地域スポーツクラブとして位置づいております度会スポーツクラブに所属し、地域の指導者の下、地域スポーツとして活躍をしていると聞いております。

また、今年度をもって部活動としての活動を停止する予定の種目につきましては、既に、昨年末に受皿としてのクラブチームを立ち上げ、同じく度会スポーツクラブ、いわゆる総合型地域スポーツクラブの一員として活動がスタートしていると聞いております。

今後の方向性につきましては、文部科学省による具体的な方策として、地域人材の確保として、民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用を打ち出しております。

そこで、部活動の地域移行に伴う国や県の支援策等を十分に注視しながら、各種目の関係者を中心に、それぞれの状況や担い手の人材などを鑑み、幅広く関係者と連携を図りながら子供たちのスポーツに限らず、文化クラブ等も含めてでございますが、機会の確保や充実を段階的に図ってまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘の今後の費用についてでございますけれども、このことにつきましては、国は具体的な方策として、保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援を掲げております。

このことから、費用関係につきましても国や県の支援策等を十分に注視しながら、幅広く関係者と連携を図りながら、保護者の費用負担軽減も含めた様々な課題解決に努めてまいりたいと存じます。

今後とも青少年のスポーツや文化振興に対しまして、町民並びに議員の皆様方には、御理解と御支援をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大西徹議員。

○1番（大西 徹） ありがとうございます。子供たちが選択の段階で諦めたり、

素質がある子供たちの芽を摘むことのないよう、行政は支援の充実を、そして私たちも先を見据えてのバックアップ方法や保護者の目線から感じたことを、多くの方と共有し、行政とのパイプ役になりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大西徹議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時08分休憩)

(10時20分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、失礼いたします。先ほどの貞森議員さんの質問にお答えしました、新ごみ処理施設の建設候補地の面積を、3.8ヘクタールと発言をいたしました。正しくは3.7ヘクタールでございます。おわびを申し上げ、訂正をいたします。

○議長（濱岡 裕之） 続きまして、6番議員 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） 6番議員の若宮淳也でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波は、1年通じて治まらず、現在、第4波の波が押し寄せ、度会町でもクラスターの発生含めて、今までで大きな波が来ております。そんな中、職員の皆様の感染防止への取組、また、最近はワクチン接種への業務も加わり、多忙となっております。職員の皆様の取組に対して、心より感謝申し上げますとともに、町長におかれましては、今後もワクチン接種を含めて、コロナ対策をしっかりと行っていかなければなりませんので、職員の働く場の環境といった視点を大切に取組んでいただきたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

防災についてということで、二つお聞きしたいことがございますので、まとめて質問させていただきます。二つまとめた回答も頂けたらと思います。よろしくお願ひします。

今現在、コロナの状況に関しましては、世界各地、そして全国的に、また、この度会町でその対応に追われておりますが、これからもまだ当分続くと予想されます。また一方で、連日のコロナのニュースに隠れてはおりますが、各地域では地震なども頻発しており、これからの季節は台風や大雨などによる水害のリスクが高まる時期に入っています。どうしても新型コロナウイルス対策に職員も含めて人を配置し

なければならぬというのは理解もしますが、そもそもの地震であるとか、水害に備えて、度会町の防災対策を強化しなければならない時期とも言えます。

全国的に、地震が頻発していること、また、これからの季節は水害のリスクが高まるということを踏まえて、防災に取り組んでいかなければなりません。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、私たちは改めて、感染症の脅威にさらされておりますので、これからは防災時における感染防止対策という視点も、早急に対策していかなければならないと考えております。

ですから、防災プラスコロナ対策という視点が必要になってきます。例えば、この時期に災害が起こった際の避難所では、多くの人が集まることが予想されますので、3密になりやすく、また、公衆衛生の問題が発生することから、様々な感染症のリスクが高まるとも言えます。町としましては、災害時の感染症を防止するための対策、特に避難場所等、人が集まるところに対して何らかの対策を講じるべきだと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

そして、次に、ハザードマップを活用した避難場所や、防災訓練等について質問させていただきます。

今年、令和3年3月に度会町のハザードマップが改正され、水害や土砂災害などの危険地域を詳細に測定したものになっております。最近の温暖化をはじめとする気候変動により、従来の規模よりも大きな災害が起こる確率が高まっていることから、今の時代に合ったハザードマップを作成をしていただいたことは、非常に意義あることであると、私は捉えております。このしっかりと作り上げたハザードマップを、これからどのように活用して、それぞれの地域の防災対策につなげていくかというのが、次の課題になると思います。

実際には、避難場所などは、主に昔に建設された公民館などになっており、危険区域に設置されている地区も多いのが現状でございます。災害が起こったときに、道路が寸断されて、その場所に行けない人が出たり、あるいは、公民館そのものが土砂災害のリスクの高い場所にあるところも多く、災害、様々なリスクを想定した場合、決して、安全な避難場所と言えないところもあります。各地区で避難場所は、それぞれ検討されていると思いますが、新しいハザードマップに基づいて、町といたしましても危険場所の周知徹底や、各地区へのサポートを行うべきではないかと考えます。

また、先ほどから申し上げますように、これからの季節は台風や大雨による水害が多い時期に入ってきますので、今のうちからハザードマップを用いた説明や、各区長さんとの連携を図るための協議などを行い、それぞれの地区の防災意識を高める必要があるのではないかと、町のお考えをお伺いしたいと思います。

また、9月には自主防災訓練は行われますが、近年のリスク、災害のリスクを考

えますと、防災シーズンを前に6月、7月、8月あたりに区長さんとの連携を図り、協議や各区の防災場所など確認すべきだと思いますけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、防災について、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

昨年、三重県と合同で実施いたしました県総合防災訓練では、消防団、棚橋・大野木・葛原区自主防災会の皆さんに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取り入れた避難所設置・運営に参加をしていただきました。

町民体育館を会場とし、避難者の受入れ時には、検温・消毒の実施や健康カードを作成するなど、実際の避難所運営を想定し、併せてパーテーション等の設置についても、ソーシャルディスタンスを確保し、また、配食場所等各ブースでも密を避けるよう工夫がされるなど、参加者の皆さんから貴重な御意見を頂きました。その後、町では、感染症に対応するため、備蓄・資機材等の再確認、また必要な物資について、追加で購入したところでございます。

コロナ禍における避難体制については、密を避けるべく避難所の分散化や自宅避難を推奨するとともに、発熱のある方や濃厚接触者である方等の受入れに対応する必要があります。状態により受入れ場所を変えるなどの判断が必要となりますが、事前に取り決めてある事項、また想定される事案について、さらに細かく行き届いた設定をするよう進めてまいります。

続いて、防災マップの活用についてお答えをいたします。

令和2年度事業にて作成いたしました度会町防災マップは、土砂災害警戒区域や、洪水浸水想定区域、ため池の氾濫などについて、危険箇所を更新するとともに、マイタイムラインや我が家のルールといったページを設け、住民の皆さんが日常から減災・防災について考え、準備をすることで安全な避難により命を守っていただくツールとして各戸へ配布したところであります。

御指摘の災害時に危険区域となる場所に位置する公共避難所は6か所あり、それらについては、災害種別ごとに使用の可否を設定しております。

また、地区避難場所については、7か所が危険区域に位置しており、有事の際、安全と認められない限り避難場所として使用せず、町保健センターや改善センター、体育館といった公共避難所への避難を呼びかけております。併せて、今回の防災マップに掲載いたしましたように、自宅が安全な場所にある方は自宅避難、避難所まで安全に移動できない方については、親せきや知人の家に避難いただくといったことも推奨しております。

また現在、コロナ禍により説明会や訓練などを十分に実施できる状況ではござい

ませんが、一人でも多くの方がこのマップを作成した目的を御理解いただけるよう、広報紙等を通じ、周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、9月の第一日曜に予定をしておりました防災訓練は、ワクチン接種と重なるため、今年は中止という判断をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） それぞれの自治区が、地震や水害が起こった際に避難をする場所につきましては、各地区の公民館などが指定されておりますけれども、ハザードマップをしっかりと活用してもらうためにも、各地区の避難場所や防災に関わる取組やサポートをしていかなければならないと思います。

防災シーズンの始まるあたりで、各区長さんなどとの連携を図るため、協議を実施すべきではないかということが、重要になってくると思いますので、もう災害などは想定される時期が終わってからするのではなく、今のタイミングで速やかにできれば実施していただきたいと思います。望みたいと思います。

また、区長さんとの協議を、大きな災害が起こる前にしっかりと行うことで、せっかく新しく作っていただきましたハザードマップで指摘されている危険な場所についてを、町民が把握することにつながると思います。

それと関連してでお聞きしたいことがあるんですけれども、各地区からは毎年防災に関する要望も出されているところでございます。各地区が防災という視点から、不安に感じていることや、実際に水害時で危険な場所について改善をしてほしいという要望もあると思います。また、その要望の中には、何年も同じ要望出されては、なかなか実現をされていないものがあるとよく聞きます。私も、大野木ですけども、中でも、毎年大雨あるいは台風のときに住宅のほうに、側溝のほうの水が出て大変困っているという要望等も、ずっと聞いているところです。そういった部分に関して、防災に関連する要望に関しましては、やっぱり毎年要望されているわけですから、ぜひその辺りですね、考え方というのを改めていただければと思いますし、また、優先順位もやっぱり明確にしてほしいと思います。

区長さんが代わるたびに、引継ぎされ、また、要望を受けてくれた職員も人事異動で代わってしまうというケースもございます。地区も行政もその都度、不安や負担を抱えて要望活動しているのが現状だと思います。ほかの地区にもこういった事例があるようですが、こういった防災に関わることは、ぜひ早急に取り組んでいただきたいですし、今の現状についても、そして、どのように優先順位を決定しているか、今の現状でお聞かせ願えたらと思いますので、お答えできる範囲でお答えをしてください。よろしく申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、各地区からの要望がある危険場所の改良についてお答えをいたしたいと思います。

危険場所については、崩落など、災害が発生するおそれがあると判断した場合は、最優先で復旧をしまいいります。それ以外の場合におきましては、事業費が大きくなるということもございまして、国の補助事業や起債事業を活用しながら、また、一般財源や優先順位なども検討しながら、危険場所の改修を目指してまいりたいと思っております。

長年要望していただいております事案とかいうのは、優先順位どうのこうのというより、危険度、影響度というようなことを勘案しやっておるということでございまして、財政の問題等も考えながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 危険度、影響度とのことを重視されて決めていただいているということですが、長年要望をされている中でも、基本的に、今、最近の災害を見てみますと、やはり雨量も多いですし、各地で起こっている災害も、やはり大きいという危機感にさらされるところでございます。ですので、大きい被害を受けた形にもしなれば、どんどんどんどんまた後手後手となっていく。そういう可能性も当然ありますので、そういったところの調整を、今後しっかり見直ししていただきたいなというふうにも思います。

防災に関わる分野につきましてはですね、防災対策の、これはもう一貫として考えていただき、9月の防災訓練、先ほど中止と報告されていましたが、町を挙げて行っておりますので特に、水害などを想定した場合は、今の時期がやはり対策となってくると思いますので、これからの新型コロナウイルス感染症対策と一緒にプラスされてくることも踏まえてですね、避難場所の在り方、防災、感染防止対策など、今のタイミングで町民に伝えていただきたいと思っておりますし、町長が掲げられています住みよいまちづくりの一環として、ぜひとも捉えていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

次に、SDGsと環境問題への取組について、質問をさせていただきます。

今、よく皆さんも聞かれると思っておりますけれども、サステイナブル開発目標という意味でございまして、2015年の9月の国連サミットで採択されたものでございます。世界共通の17ゴール、目標ごとの169のターゲットから構成されているものでございます。国連に加盟している193の国・地域が2030年を期限に目標達成を目指すものでございます。

持続可能という言葉は、前々から使われてきておりますけれども、SDGsの広

まりの中で、改めて認識されているところがございます。このSDGsにつきましては、各自治体や企業なども取組を進めており、我が度会町におきましても、様々な施策の中にSDGsの視点が取り入れられ始めております。このSDGsには、様々な視点がありまして、その中に環境問題なども当然ながら含まれています。

また一方で、先ほどの気候変動や温暖化に関連して、防災の質問をさせていただきましたけれども、世界的な温暖化の影響を受け、日本も二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を、2013年度と比べ2030年までに46%削減すると表明しております。こういった流れの中で、二酸化炭素を排出するところには炭素税などの税が発生し、一方で管理された森林などで二酸化炭素の吸収分を販売できるという社会が来ると言われております。自然豊かな当町、度会町にとって、SDGsや温室効果ガスの削減は追い風になるものと感じます。

また、度会町もゼロカーボンシティ宣言をしておりますので、これらの具体的な取組も、今後重要となってくるはずです。

そこで、度会町もSDGsや温室効果ガス削減なども取組をどのように現在捉え、展開していこうというお考えなのか。お伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、引き続き、若宮議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、SDGsについてでございますが、SDGsとは2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であります。度会町取組といたしまして、子ども子育て計画及び第7次総合計画において、計画の各取組に関連するSDGsのアイコンを示しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。一例を挙げますと、総合計画では、森林や河川の保全に継続して取り組む。近隣市町と連携し、限られた資源を有効に活用するといった目標を掲げております。

次に、温室効果ガス削減についてでございますが、2006年1月に地球環境にやさしいまちを目指してとして、度会町地域新エネルギービジョンを策定し、2021年4月12日には多気町・明和町・大台町・大紀町・紀北町とゼロカーボンシティ宣言を共同表明をいたしました。また、国が進めるスーパーシティ構想の特区指定についても6町で取り組んでおり、その中で環境と地域産業活性化について自治体間で連携して地域課題の解決に向けて取組を開始しております。

ここで、度会町のCO₂排出量の現状でございますが、CO₂排出量と吸収量を比較した場合、吸収量の方が上回っていることがはっきりと分かっております。それが数値でどういうぐらいになるかは、今、研究をしておりますところではありますが。

しかし、この現状に甘んじることなく、今後作成を予定しております再生エネルギー推進計画において、2050年に向けてマイナスカーボン200%以上の野心的な目

標を設定し、町が有する再エネのポテンシャルを最大限に生かしていきます。

最後に、再エネの推進によって、既存の農林業が犠牲となるのではなく、共生を図ること、地域資源によって作り出された再エネの利活用によって得られる利益を地域に還元すること、太陽光発電による非常用電源としての利用の可能性を検討することにより、地域貢献型の再エネ導入による地域の活性化を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 現在、度会町におきましてのCO₂、そして吸収量のほうが上回っているということも、意見頂き、それに対しましてですけれども、この温室効果ガスの吸収量を販売するといった取組というのがスタートしているのは大台町というのがお隣として出ております。

今後、このような近隣の自治体や全国の先進事例を参考にしながら、意欲的に、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

また、これまで度会町は企業誘致にも力を入れて取り組んできておるところでございまして、なかなか困難を極めるというのが現状です。それをSDGsなどの社会の流れを踏まえて、これから森林や自然を活用し、度会町に投資を呼び込む、あるいは、実際にお金を落としてもらおう。そういった仕組みをつくり上げることが、これからの度会町にとって経済的にも、また社会的にもメリットがあると考えております。

先ほどの大台町の話ではありませんけれども、平成22年から始まって、企業がそのCO₂の吸収量、1トン当たり約1万円で購入をしていると。そして、多いときで1,500トン程度、約1,000万円ですね、毎年繰り返して購入しているという、そういう事業も進められています。以前にも質問させていただきましたけれども、クラウドファンディングなども活用していくと、また、新しいいい取組ができるんじゃないかなというふうにも思います。そのためにも、度会町がSDGsや温室効果ガスの削減などの取組を意欲的にしていくことが求められますので、町といたしましては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そのことを申し上げさせていただきます。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告をいたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第30号 令和3年度度会町一般会計補正予算（第2号）議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第9号））、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第10号））、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度度会町一般会計補正予算（第1号））、以上議案4議案について、教育長、関係課長、局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第31号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第32号 町長等の給料の特例に関する条例について、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（度会町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）、議案第39号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、以上、議案6議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

予算決算常任委員会、総務住民常任委員会における委員長報告は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決・承認であります。

産業教育常任委員会における請願審査報告については、不採択とすべきものであります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第30号～議案第39号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第30号から議案第39号までを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はございません。

よって、討論なしと認め、議案第30号から議案第39号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第30号～議案第39号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案の議案第30号から議案第39号についてを採決いたします。

議案第30号 令和3年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員でございます。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第31号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号 町長等の給料の特例に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第9号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第10号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（度会町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度度会町一般会計補正予算（第1号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(10時58分休憩)

(11時25分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮淳也議員。

○産業教育常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、請願第1号 新ごみ処理施設に関する請願書の提出について、以上、請願1案件について、慎重審議の結果、不採択をすべきものと決しました。

これで、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり、不採択につき、採決に至りませんでした。

◎議員提出議案の上程（発議第2号）

追加日程第1 お諮りいたします。

ただいま議員提出されました発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則。以上、発議第2号を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

◎提出理由の説明（発議第2号）

追加日程第2 発議第2号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

11番 中森慰議員。

○11番（中森 慰） 発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則

令和3年6月18日提出

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 中森 慰

賛成者 度会町議会議員 大西 徹

同じく 大野 原徳

同じく 中西 久博
同じく 長谷川多一
同じく 貞森 義和

提出理由といたしまして、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

議員提出をされました議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

◎質疑（発議第2号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第2号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

発議第2号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第2号）

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

◎採決（発議第2号）

追加日程第5 これより発議第2号についてを採決いたします。

発議第2号 度会町議会会議規則の一部を改正する規則に対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第2号については、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和3年第2回度会町議会定例会を閉会といたします。

（11時33分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員